

# 総合教育センター 再整備に向けた基本方針

令和5年10月

習志野市教育委員会

●●● 目 次 ●●●

---

<a href="#">はじめに</a> .....	2
第1章. 基本方針 .....	3
第1節 設置機能 .....	3
第2節 再整備方法 .....	4
第3節 市民交流・民間施設 .....	4
第2章. 総合教育センター等の現状 .....	5
第1節 土地について .....	5
第2節 建物について .....	6
第3章. 求められる機能と施設設備 .....	10

## はじめに

本市では多数の公共施設を保有しているが、これら施設の老朽化対策を進める上で、限られた財源を効果的・効率的に活用し、計画的に対策を実行するために、平成26年3月に「公共施設再生計画」を策定、その後、「習志野市長期計画」における基本計画の期間に合わせて見直しを行い、令和2年3月に「第2次公共建築物再生計画（以下「再生計画」）」を策定し、市の長期計画に位置付け、公共建築物の再生に取り組んでいる。

この再生計画では、持続可能な行財政運営の下、施設の適正な機能の確保、配置及び効率的な管理運営を目指すとし、目標を達成するための手段として「総量圧縮」「財源確保」「長寿命化」の3つを前提条件として設定し、それぞれの手段について複数の政策的手法・事業的手法・具体的手法を想定している。

具体的手法としては「PFI」「公民合築」による費用の低減、「複合・多機能化」「民設民営・公設民営」「資産リース」による市所有の面積の圧縮、大規模改修後の「予防保全」実施によるライフサイクルコストの低減である。

総合教育センターは、昭和50年に習志野市視聴覚センター・習志野市教育研究所として開設し、以降、情熱あふれる教職員を育むとともに、教員の研修、情報教育の推進、教育相談活動の充実に大きな役割を果たしてきた。

そのような中、施設開設から46年が経過し、施設・設備の老朽化が進んでいる。

また、少子化や核家族化、ICT（情報通信技術）の進展、不登校の増加など、教育を取り巻く環境は急激に変化しており、総合教育センターに求められる役割は年々増大している。

そこで、施設・設備の老朽化等の課題や教育環境の変化、教育に対するニーズの変化に対応するため、総合教育センターの再整備について、東習志野・実花地区における他施設との複合化により、早期の再整備を目指す。

再整備にあたっては、今後60年を見据え、将来世代に負担を先送りしない、真に必要な施設機能を再構築し、効果的な費用投入ならびに民間活力の導入などの財政負担の軽減を見込んだ再整備事業を関係部署と協議、検討し、実施する。

# 第1章. 基本方針

---

○平成27年に改訂された「習志野市都市マスタープラン」において、実花・東習志野・実籾・新栄地域区の街づくりのテーマは、「文教・産業と豊かな自然が調和したまち」と示されている。

そこで、総合教育センターの再整備については、本テーマに則り、東習志野こども園、東習志野小学校、第四中学校と隣接する文教ゾーンの中で、習志野市の学びの拠点と位置づけて実施する。

○総合教育センターは、特別支援教育・教育相談の充実や適応指導教室での指導により、いじめ・不登校、虐待等の未然防止・解消を目指す活動や教職員の資質・指導力向上を図るための研修、情報教育の推進に取り組んでいる。

再整備にあたっては、総合教育センターを習志野市の学びの拠点として、これらの機能を継承することを基本とする。

○施設・設備の老朽化等の課題や教育に対するニーズの変化に対応するため、早期の再整備を目指し、総合教育センターを建て替えることとする。

建て替えにあたっては、再生計画の基本的な考え方を継承するとともに、本市の教育目標である「未来をひらく教育の推進」、「生涯にわたる学びの推進」を実現するため、東習志野図書館・コミュニティセンター、実花公民館との複合化・多機能化を図り、真に必要な施設機能を再構築し、総量を圧縮する中で、財政負担の軽減を図る。

## 第1節 設置機能

---

現状の利用状況や今後の利用見込みを踏まえ、設置する機能は以下のとおりとする。

### (1) 総合教育センター

研修会場、レクチャールーム、メディアルーム、特別支援・教育相談関連ルーム  
プレイルーム、適応指導教室「フレンドあいあい」調査研究・研修資料室、ICT機器、視聴覚機材・教材等の倉庫、習志野教科書センター

### (2) 東習志野図書館

閲覧室（閲覧席含む）、書庫、おはなし室、学習室、事務室

### (3) 実花公民館、東習志野コミュニティセンター ※東習CCは、市長事務局と協議

集会室、講義室、和室、調理室、事務室、ロビー、倉庫

### (4) 文化財展示室・保存室

歴史資料の専用展示室、又は、専用展示スペース（民俗資料収蔵スペースを兼ねる）  
分散している民俗資料及び文献資料の収蔵庫、バックヤード

## 第2節 再整備方法

---

施設の適正な機能の確保、配置及び効率的な管理運営を行っていく必要がある。

また、既存施設である総合教育センターは、教員の研修会場、教育相談施設があり、運営を休止することができない。

従って、以下のとおりの整備方法をもって事業を推進することとする。

- (1) 第1節に示した機能を、再整備された総合教育センターの機能に備えなければならないが、多機能化を行い、保有総量を圧縮して再整備を実施する。
- (2) 総合教育センターに隣接する旧プラネタリウム館と駐車場に複合施設として建て替えてから機能を移し、切れ目なく運営をする。

老朽化している現建物は解体し、解体後の敷地は利用者の駐車スペースのほか、適応指導教室の活動における利用、近隣施設と連携しながら地域における利用等に活用する。

## 第3節 市民交流・民間施設

---

- ・施設を利用する市民の活動場所
- ・図書館を利用する市民の文教施設
- ・教育相談利用者や東部体育館利用者が立ち寄ることのできるカフェなど一定の福利施設など

## 第2章. 総合教育センター及び周辺施設の現状

### 第1節 土地について



東習志野3丁目

地番	登記地目	現況地目	登記地積 (㎡)	現況地積 (㎡)	
340 番 6	宅地	学校用地	47,597.48	47,597.48	第四中学校＋ 総合教育センター ( ) は総セ部分
			(6,589.5)	(6,589.5)	
384 番 13	宅地	宅地	1,301.74	1,301.74	東習志野図書館 コミュニティセンター

## 第2節 建物について

### (1) 総合教育センター

#### ①建物概要（公有管理財産建物明細台帳より）

- ・ 延床面積 4,041.492 m<sup>2</sup>
- ・ 構造 鉄筋コンクリート造
- ・ 建設当時の工事費 400,140,000 円
- ・ 開設年月日 昭和50年3月

#### ②施設の管理者

- ・ 市直営

#### ③施設の設置目的

教習所・養成所・調査研究

#### ④施設設置の根拠法

習志野市教育機関設置及び管理に関する条例

#### ⑤業務内容

- ・ 教育に関する調査研究、教職員の研修、情報教育の推進、教育相談活動の充実、適応指導教室、科学教育の推進、情報教育機器および施設の貸し出し等

#### ⑥施設の開所日時

- ・ 開所日 原則として月曜日から金曜日
- ・ 開所時間 8:30から17:00

#### ⑦対象者・利用者数・職員数

- ・ 対象者 教職員・児童生徒・保護者・市民

年 度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
稼働割合	77.5%	79.8%	90.1%	84.4%	94.8%	99.2%	100.0%
(稼働日数)	203	202	237	257	237	246	247
利用者数	26,726	25,159	27,459	23,191	7,983	4,786	8,871
(学校教育)	19,894	19,902	21,111	18,205	4,220	4,558	8,620
(社会教育)	1,852	600	678	219	30	221	242
(その他)	416	0	360	211	0	7	9
(相談)	4,190	4,188	4,715	3,492	2,914	2,680	3,192
(適応指導教室)	374	469	595	1,064	819	1,063	1,044

※相談は、来所相談、電話相談、青少年テレフォン相談、訪問相談の延べ件数

## (2) 東習志野図書館

### ①建物概要（公有管理財産建物明細台帳より）

※東習志野コミュニティセンター内

- ・ 延床面積 410.64 m<sup>2</sup>
- ・ 構造 鉄筋コンクリート造
- ・ 開設年月日 昭和57年7月

### ②施設の管理者

- ・ 指定管理者：株式会社図書館流通センター

### ③施設の設置目的

- ・ 図書館法に基づき、図書、記録その他必要な資料を収集整理し、保存して市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする。

### ④施設設置の根拠法

- ・ 図書館法、習志野市教育機関設置及び管理に関する条例

### ⑤業務内容

- ・ 図書、記録その他の必要な資料の収集、整理、保管、貸出  
読書会、講演会、研究会及び資料展示会等の開催 等

### ⑥施設の開所日時

- ・ 開所日 原則 火曜日から日曜日
- ・ 開所時間 9：00から17：00  
※土曜日は、9：00～19：00

### ⑦利用状況

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
貸出冊数（冊）	137,281	131,414	132,168	123,203	102,285	119,442	116,293
登録者数（人）	7,308	7,133	7,017	6,807	6,380	6,095	5,871



### (3) 実花公民館

#### ①建物概要（公有管理財産建物明細台帳より）

※実花小学校内

- ・ 延床面積 581.90 m<sup>2</sup>
- ・ 構造 鉄筋コンクリート造
- ・ 開設年月日 昭和54年7月

#### ②施設の管理者

- ・ 令和2年度まで市直営、令和3年度以降 指定管理者：株式会社オーエンス

#### ③施設の設置目的

- ・ 実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### ④施設設置の根拠法

- ・ 社会教育法、習志野市教育機関設置及び管理に関する条例

#### ⑤業務内容

- ・ 施設の管理運営、諸室の貸出、定期講座の開設  
討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等の開催 等

#### ⑥施設の開所日時

- ・ 開所日 原則 火曜日から日曜日
- ・ 開所時間 9：00から21：00

#### ⑦利用状況

年 度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
年間延利用人数（人）	31,611	29,610	28,292	25,560	12,840	13,017	18,260

### (4) 東習志野コミュニティセンター

#### ①建物概要（公有管理財産建物明細台帳より）

- ・ 延床面積 1467.42 m<sup>2</sup>
- ・ 構造 鉄筋コンクリート造
- ・ 建設当時の工事費 315,839,000 円
- ・ 開設年月日 昭和57年7月

②施設の管理者

- ・ (令和3年度末まで) 指定管理者：株式会社オーエンス
- ・ (令和4年度以降) 指定管理者：ナンシンワコーグループ

③施設の設置目的

- ・ 地域住民のふれあいとコミュニティ活動の推進を図る。

④施設設置の根拠法

- ・ 習志野市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例

⑤業務内容

- ・ 施設の管理運営、諸室の貸出、講座等の開催等

⑥施設の開所日時

- ・ 開館日 原則 火曜日から日曜日
- ・ 開館時間 9：00から21：00

⑦利用状況

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
年間延利用人数(人)	65,835	75,954	69,316	57,626	17,750	27,084	39,272

## 第3章. 求められる機能と施設設備

### (1) 総合教育センター

総合教育センターは、市の行政方針に基づき、本市の教育課題である特別支援教育、いじめ、長期欠席・不登校、虐待等の早期発見・未然防止、解消に向けたきめ細やかな教育相談の取り組み、情報教育の推進及びICT利活用の進展、確かな学力の向上、教育に関する諸問題についての調査研究・研修を行っている。

社会状況の大きな変化により、学校教育が求められているものはさらに高度で複雑になってきている。そのため学校だけでは解決できない課題に対する組織的な対応と学校現場の様々な課題に対応できる教職員を育てることがこれまで以上に重要である。

特別支援教育については、現在、新習志野地区にあるひまわり発達相談センターが就学前の特別支援教育の拠点としての役割を担っている。入学後においても一人一人の特性やニーズに応じたきめ細かな支援を行うためには、学校と連携して子供と保護者の支援を行う場が必要である。

教育相談においては、来所相談や電話相談の件数は年々増加傾向にあり、相談内容は学校生活における人間関係や部活動での問題、特別支援教育、不登校、しつけなど、多様・複雑化している。これらの様々な悩みを抱える児童生徒や保護者との信頼関係を築きながら、きめ細かで丁寧な対応、関係機関との橋渡しを行っている。

不登校児童生徒の学校以外の学びの場として適応指導教室「フレンドあいあい」を設置し、カウンセリングや学習指導、小集団活動を通して、学校生活への適応を指導・援助するなど、学校復帰のためになくはならない施設である。文教ゾーンは駅から遠すぎず、こども園、小学校、中学校と隣接し、学校の様子を感じられる好条件の立地である。

情報教育においては、次世代を切り開く子供たちには情報活用能力をはじめ、言語能力や問題発見・解決能力等、これからの時代を生きていく上で基盤となる資質能力を育成していく必要があり、これらを育成していくためには、日常的にICT機器に触れる機会を増やし、積極的な活用を図ることが大切である。子供たちの力を最大限に引き出す教育を目指していくために、ICTを効果的に活用することで学習意欲を高め、個に応じた多様な指導を行うことにより、子供たちの思考や理解の深化を図り、学力向上につなげていく役割がある。

日々進歩するICTに対応する環境整備や使用方法等の情報の伝達も重要な役割であり、総合教育センターはICT環境整備とそれを活用する教職員の活用指導力向上を果たすための施設である。

また、教員の研修は教育基本法及び教育公務員特例法によって義務付けられているものであり、学校教育の直接の担い手となる教職員が、高水準な教育を展開するためには、「発問・板書・ノート指導」を大切に授業展開をするとともに、児童生徒理解を的確に行い、指導に生かすことも重要であることから、これらの資質・指導力の一層の向上を図り、より深い専門性と教育に対する責任感、自らを律し学び続ける意欲を高めるための研修は必要である。

以上のことから、特別支援教育、いじめ、長期欠席・不登校、虐待等の早期発見・未然防止、解消に向けた教育相談の取り組み、ICT活用・情報教育の推進、教職員の資質・指導力の

向上、確かな学力を保証する教育の推進を通して信頼を築く習志野の教育を進展するためには、総合教育センターを設置する必要がある。

このような実状を踏まえ、教育委員会として以下のような機能を提示する。

なお、再整備にあたっては、後に記載する施設との複合化・多機能化を図るとともに、複合化する施設において総合教育センターの各諸室の機能を包含するとともに、余剰空間について見直しを行うことにより真に必要な施設機能を再構築し、施設設備の保有総量を圧縮する。

## ① 研修会場 研修室

### ア 現状

研修会場が5つあり、そのうち4つは可動式の仕切りによって、研修室を分けたり、合わせたりして、研修対象人数に応じた研修会場としている。

平日の午後3時以降や夏休みの時期は、複数の研修が重なり、日程の調整が難しい反面、平日の午前中は稼働率が下がるといった、時期や時間帯によって稼働率の差が大きい。

また、会議や研修に参加する人数も23人程度から100人程度と差が大きい。

### イ 今後必要な機能

各学校1名程度が集まって行う研修や会議が多いため、1室あたりの広さが25～30名程度で会議ができる広さが必要である。

また、参加者数が130人を超える研修や会議も年数回程度あることから、少人数から130人程度の収容ができる会場として、可動式の仕切りによって、面積を変えられることができることが効率がよいと考えられる。

そのため、小研修室（30名程×4）を基本とし、仕切りによって中研修室（60名程度×2）、大研修室（120名程度×1）ができる部屋が必要である。

## ② レクチャールーム

### ア 現状

年間50回程度の利用があり、講演会や中学校スピーチコンテスト、総合教育展などの行事にも活用されている。

### イ 今後必要な機能

現在、旧プラネタリウム館で実施しているわくわく学びランドの映像学習や近隣こども園が映画を見る等を活動を継続するために、講演会や映像の視聴を行うのに適したレクチャールームを設ける。

可動式の座席にすると、活動型研修や実技研修にも対応できる。

## ③ メディアルーム（ICT活用・情報教育・プログラミング教育）

### ア 現状

動画の録画、配信や会議の配信は、研修室を利用している。このため、画面が暗かったり、音声に外部の音が入ってしまったりと撮影中のトラブルも多い。

イ 今後必要な機能

会議や研修の内容によっては、勤務場所を離れずにオンラインでの参加ができるように、撮影機材・通信設備及び環境を整える。

研修においても、総セから模擬授業等を展開し、遠隔学習ができるようにするなど今までできなかった研修をできるようにする。

④ 特別支援教育・教育相談関係諸室（来所相談・電話相談対応・控室）

ア 現状

特別支援教育・教育相談を充実させ、本市の教育課題である特別支援教育の推進やいじめ、長期欠席・不登校、虐待等の早期発見・未然防止・解消を目指す取り組みを行っている。

来所相談の延べ回数は年間約2500回になる。

来所相談では、保護者への教育相談と子供へのプレイセラピー等の支援を、別々の部屋を用意し、並行して実施している。

現在の総合教育センターの相談室は遮音性が低く、隣の相談の声が聞こえてしまう。

また、教育相談に来所する子供や保護者は、周囲の視線を気にする傾向にある。現在は控室がなく、衝立で対応しているが、他者との接触がおき、子供がその後のセンター利用を躊躇してしまうこともある。

青少年テレホン相談で使用している部屋が1部屋ある。青少年テレホン相談に相談電話をかけてくる相談者は、電話口から聞こえる雑音（他人の会話音など）を気にして電話を切ってしまうことがあるため、個別の部屋があることが望ましい。

イ 今後必要な機能

来所相談は基本的に保護者への教育相談と子供へのプレイセラピーとを同時並行で行うため2部屋必要である。更に、4名の職員で2組の相談に対応することが多いため、保護者の相談ルームを2部屋、子供のプレイセラピー用の部屋（プレイルーム）を2部屋など合計4部屋以上整える必要がある。それ以外に、青少年テレホン相談用の部屋が必要である。そのうち1部屋は、子供の就学に関する発達検査を行う部屋としても使用するため、子供の気が散らないようにするため検査のための机椅子、冷暖房設備以外の装飾が全くない部屋であることが望ましい。

また、プライバシーを守るための防音設備と落ち着いた控室（待合室）を整備するとともに、研修利用者や複合施設利用者とは動線を別にする必要がある。

相談室及び控室は防音に配慮したものが良い。

⑤ プレイルーム（再掲）

ア 現状

主に臨床心理士が中心となり、保護者の教育相談と同時並行して子供のプレイセラピーなどを行っている。その内容は、箱庭療法から、コミュニケーションを取りなが

ら行うゲーム、体を動かす活動、お絵かきなどの創作活動や対話活動など多岐にわたっている。

現在の総合教育センターのプレイルームは遮音性が低く、隣の活動の音が聞こえてしまう。特に元気に盛り上がる活動をする子供と部屋で静かに話を聞く活動をする子供が同時に活動する際は、隣の部屋の元気な声が静かに話を聞く活動に影響を与えてしまう。

イ 今後必要な機能

2部屋を整え、臨床心理士や相談員が来所した児童生徒と関わりながら、教育相談を行う。可能であれば、そのうちの一部屋は軽く体を動かすことができるような大きめの部屋であると良い。

ワンウェイミラーの設置、砂場、録音機能、防音機能の設置が必要である。

⑥ 適応指導教室「フレンドあいあい」

ア 現状

不登校児童生徒を対象に、カウンセリングや学習指導、小集団活動等を、組織的・計画的に行い、学校生活への適応を指導・助言し、在籍する学校へ復帰することを目的としている。

主に学習をする大部屋が1部屋、卓球などの軽い運動や調理実習などができる大部屋を1部屋、保護者対応や、集団が苦手な子供が一人で落ち着くことができるような和室を一部屋の3部屋で、学習や小集団活動、調理実習やレクリエーションなどの活動を行っている。

イ 今後必要な機能

主に学習指導を行う部屋とグループ活動や創作活動、軽い運動ができる部屋、保護者対応や子供のクールダウン等にも使える相談活動の部屋を整備する。現状を踏まえた利用者の増を想定し、利用面積の拡大を図る。

- ・学習指導の場（学習進度に合わせて個別指導）
- ・グループ活動・創作活動（児童生徒の学び合いの場、共同作業の場）
- ・相談活動（定期的なカウンセリング、保護者個別面談）

不登校の要因は多岐に渡るが、人との関わりや集団に対する不適応を示しているため、適応指導教室への出入口は単独のものとし、適応指導教室に通級する児童生徒と総合教育センターや複合施設利用者との動線を異なるものにする。

⑦ 調査研究・研修資料室

ア 現状

研究資料や県内の教育施設の資料等を保管管理している。

イ 今後必要な機能

資料のデジタル化の推進も踏まえて、研究資料や県内の教育施設の資料等を保管管理する最低限の機能が必要である。

⑧ ICT機器及び視聴覚機材・教材等の倉庫

ア 現状

ICT機器、視聴覚機材・教材等を保管している。

イ 今後必要な機能

ICT機器、視聴覚機材・教材等を有効活用できるよう整理し、今後も必要となる機器等について保管及び作業をする場所が必要である。

⑨ 習志野教科書センター

ア 現状

習志野市立小・中・高等学校が使用している教科書を常設展示している。

イ 今後必要な機能

習志野市立小・中・高等学校が使用している教科書を常設展示し、市民も閲覧するスペースが必要である。設置にあたっては図書館と連携した配置について検討する。

**(2) 東習志野図書館、実花公民館、コミュニティセンター（複合化する施設）**

①東習志野図書館

東習志野図書館は、京成実籾駅を中心とした、本市の東部地域（東習志野、実籾、実籾本郷）の市民を主な対象に、資料の収集及び閲覧や貸出しなどの図書館サービスを提供している。

ア 現状

閲覧室（一般書、児童書、雑誌・新聞、郷土行政資料、参考資料、IT資料、大活字図書）や展示コーナー、閲覧席（一般書：8席、児童書：6席）、書庫の他、事務室、ロビーがある。

53,436冊（一般書：36,695冊、児童書：16,741冊）の図書のほか、雑誌・新聞、視聴覚資料を所蔵している。

イ 今後必要な機能

東部地域の図書館として、現状と同規模の施設設備を維持する必要がある。

また、再整備にあたっては、蔵書数の拡大や閲覧席の増設、学習室の設置、移動図書館の拠点としての役割など、図書館サービスの拡充の可能性についても検討する。

## ②実花公民館

実花公民館は、社会教育施設として、本市の東部地域（東習志野、実靱、実靱本郷）の市民を主な対象に、地域住民の団体等の諸活動に対する公民館の施設の貸出しや社会教育に関する定期講座の開設、講演会、展示会、文化祭等の開催などを行っている。

### ア 現状

集会室、講義室、児童室、和室、調理室、相談室、事務室、ロビー、倉庫がある。

### イ 今後必要な機能

現在活動しているサークルや団体の活動に支障が出ない規模の施設設備が必要である。

再整備にあたっては、東習志野コミュニティセンターとの複合化・多機能化を図るとともに、総合教育センターの各諸室の機能を包含するなど、真に必要な施設機能を再構築し、施設設備の保有総量を圧縮する。

また、複合化・多機能化に際しては、自治振興施設・生涯学習施設・教育施設の意義等を捉えた整理並びに統合の在り方を探る必要がある。

## ③東習志野コミュニティセンター

東習志野コミュニティセンターは、本市の東部地域（東習志野、実靱、実靱本郷）の市民を主な対象とした自治振興施設として、地域住民団体等の諸活動に対する施設の貸出し、地域住民のふれあいとコミュニティ活動の推進を目的とした自主事業（講演会、展示会、市民文化祭）等の場を提供している。

### ア 現状

実習室、多目的室、講義室（2室）、調理室、和室（2室）、和室研修室、事務室（2階）、社会福祉協議会支部事務室（3階）、ロビー、倉庫がある。

（教育財産使用許可を受け臨時駐車場、陶芸小屋を管理・使用している。）

### イ 今後必要な機能

現在活動している連合町会、町会、自治会、社会福祉協議会等のほか、サークル活動団体等の活動に支障が生じない規模の施設設備が必要である。

再整備にあたっては、これら活動団体の利用状況、施設で実施する利用者へのアンケート、施設運営を行う指定管理者へのヒアリング等の結果を踏まえ、総合教育センターの各諸室との兼用等を捉え、真に必要な施設機能を再構築し、施設設備の保有総量を圧縮する。

また、複合化・多機能化に際しては、自治振興施設・生涯学習施設・教育施設の意義等を捉えた整理並びに統合の在り方を探る必要がある。

## （3）文化財展示室及び文化財保存室

本市は郷土資料館等のような歴史資料展示専用の施設を持たないため、市庁舎及び総合教育センターのロビーや埋蔵文化財調査室（本大久保保育所跡地）の一部を活用して歴史資料の展示を実施している。



また、歴史資料の収蔵については、指定文化財や重要文献資料は市庁舎の市史編さん室で、考古資料は埋蔵文化財調査室で保管している。

このほか、民俗資料及び文献資料について、総合教育センターや第三中学校、第七中学校に保管している。

ア 現状

総合教育センターのロビーにおいて、歴史資料の展示を実施している。

また、総合教育センターの敷地内や建物内に民俗資料及び文献資料を保管している。

イ 今後必要な機能

歴史資料の展示及び保管の現状を踏まえ、以下の施設設備の整備について検討する。なお、設置については、施設集約後の旧実花公民館の活用について、地域の利用スペース（研修室）設置とあわせて可能性を検討する。

①歴史資料の専用展示室、又は、専用展示スペース

（民俗資料収蔵スペースを兼ねる）

②分散している民俗資料及び文献資料の収蔵庫・バックヤード

#### (4) 必要とされる床面積の目安

(単位：平方メートル)

項目	事務室	会議室	閲覧スペース	倉庫・書庫	共用部	合計
新施設	460	925	525	190	1,100	3,200

#### (参考) 現行施設の床面積

(単位：平方メートル)

項目	事務室	会議室	閲覧スペース	倉庫・書庫	共用部	合計
総合教育センター	302	875		247	1,195	2,619
東習志野図書館	34		314	39	42	1,467
東習志野CC	17	524		19	477	
実花公民館	50	299		28	204	581
合計	403	1,698	314	333	1,918	4,666

総合教育センター再整備に向けた基本方針  
令和5年10月発行

---

---

発行：習志野市教育委員会

編集：総合教育センター

〒275-8601

千葉県 習志野市 東習志野 3丁目4番4号

電話 047-476-1715

---

---